（参考 2）令和7年分以降の所得において市民税・県民税が課税されない方

均等割・所得割がともに課税されない状態を、「非課税」と呼びます。

（1） 均等割・所得割・森林環境税（国税）が課税されない方

・ 生活保護法によって生活扶助を受けている方

・ 障害者、未成年、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が1,350,000円以下の方

・ 前年中の合計所得金額が次の額以下の方

・同一生計配偶者・扶養親族がいない場合：450,000円

・同一生計配偶者・扶養親族がいる場合：350,000円×（扶養親族等の数＋1）＋100,000円＋210,000円

【扶養人数と、住民税・森林環境税（国税）が課税されない金額の早見表】〔6人以上省略〕

同一生計配偶者及び扶養親族の人数	合計所得金額	給与等の収入金額	公的年金等の収入金額（65 歳未満）	公的年金等の収入金額（65歳以上）
なし	450,000円	1,100,000円以下（改正）	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1 人	1,010,000円	1,660,000円以下（改正）	1,713,333円以下	2,110,000円以下
2 人	1,360,000円	2,059,999円以下	2,180,000円以下	2,460,000円以下
3 人	1,710,000円	2,559,999円以下	2,646,666円以下	2,810,000円以下
4 人	2,060,000円	3,059,999円以下	3,113,333円以下	3,160,000円以下
5 人	2,410,000円	3,559,999円以下	3,580,000円以下	3,580,000円以下

本人該当区　分	合計所得金額	給与等の収入金額	公的年金等の収入金額（65 歳未満）	公的年金等の収入金額（65歳以上）
障害者 未成年 寡婦 ひとり親	1,350,000円	2,043,999円以下	2,166,667円以下	2,450,000円以下

（2） 均等割は課税されるが所得割は課税されない方

・ 前年の総所得金額等が次の額以下の方

・ 同一生計配偶者・扶養親族がいない場合：450,000円

・ 同一生計配偶者・扶養親族がいる場合 ：350,000円×（扶養親族等の数＋1）＋100,000円＋320,000円

【扶養人数と、所得割のみ課税されない金額の早見表】〔6人以上省略〕

同一生計配偶者及び扶養親族の人数	総所得金額等	給与等の収入金額	公的年金等の収入金額（65 歳未満）	公的年金等収入金額（65 歳以上）
なし	450,000円	1,100,000円以下（改正）	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1 人	1,120,000円	1,770,000円以下（改正）	1,860,001円以下	2,220,000円以下
2 人	1,470,000円	2,215,999円以下	2,326,667円以下	2,570,000円以下
3 人	1,820,000円	2,715,999円以下	2,793,334円以下	2,920,000円以下
4 人	2,170,000円	3,215,999円以下	3,260,001円以下	3,270,000円以下
5 人	2,520,000円	3,703,999円以下	3,726,666円以下	3,726,667円以下